

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 28 年6月 16 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件**

**国 民 年 金 関 係 3件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600083 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600022 号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

請求期間については、国民年金の付加保険料が未納とされているが、前後の付加保険料を納付しているのに、請求期間だけ納付しなかったとは考えにくいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、オンライン記録によると、国民年金保険料を納付し始めた昭和 57 年 5 月以降 60 歳まで、26 年間に渡って国民年金保険料を全て納付しており、そのうち、請求期間及び昭和 57 年 5 月を除く約 24 年間については、定額保険料に加え、付加保険料も納付している。

また、請求期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間については、オンライン記録によると、請求者は、その直前の昭和 57 年 6 月から昭和 62 年 3 月までの期間の付加保険料を納付していることから、付加保険料を納付していなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間については、オンライン記録により、平成 2 年 1 月 10 日及び同年 3 月 26 日に定額保険料のみが過年度納付されていることが確認できるところ、請求期間当時、付加保険料については、現年度保険料の納期限を経過すると納付することができないことから、昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間に係る付加保険料については納付していたとは認められない。

そのほか、請求者が、請求期間のうち、昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間に係る付加保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501662 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600019 号

## 第1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 12 月まで

私は、昭和 57 年 4 月頃に住所変更の手続を行うため A 市役所を訪れたところ、同市役所の職員から「年金を納めるのは義務だ。2 年遡って納めることが可能だ。」と言われたので、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始することを伝え、2 年遡って保険料を納付することも申し出た。

請求期間に係る国民年金保険料については、加入した際に作成された手書きの納付書で、3 か月毎に 2 万円弱を郵便局で納付していた。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日及び当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 59 年 2 月頃に払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続は昭和 59 年 2 月頃に行われたと考えられることから、昭和 57 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない上、昭和 59 年 2 月時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、戸籍の附票によれば、請求者は、請求期間前から請求期間後の昭和 63 年 2 月まで同一市内に居住していることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても当該記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501574 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600020 号

## 第1 結論

平成 14 年 4 月から同年 9 月までの請求期間、平成 15 年 2 月及び平成 15 年 4 月から平成 18 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 14 年 4 月から同年 9 月まで  
② 平成 15 年 2 月  
③ 平成 15 年 4 月から平成 18 年 3 月まで

私は会社員として請求期間に勤務していた会社が、私の国民年金保険料を納付していると思っていた。

しかし、日本年金機構から通知が来た際、請求期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。提出した給与支給明細書では、国民年金保険料が控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料については、自身では納付していないが、当時、勤務していた A 社が給与から国民年金保険料を控除し納付していたと思っていたとして、国民年金保険料が控除されていることが確認できる平成 16 年 12 月から平成 18 年 1 月までの期間の毎月の給与支給明細書を提出している。

しかしながら、請求者が勤務していた A 社の請求期間当時の事業主は、請求者に係る国民年金保険料の控除及び納付については不明と回答している。

また、請求期間当時、A 社に勤務していた従業員 3 人の請求期間の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格は、平成 14 年 4 月 30 日を取得日として平成 18 年 5 月 15 日に処理されていることがオンライン記録により確認できることから、この頃まで請求期間は未加入期間とされており、請求期間当時に保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501832 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600021 号

## 第1 結論

昭和 57 年 6 月から昭和 62 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 35 年生

住 所 :

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 57 年 6 月から昭和 60 年 12 月まで

② 昭和 61 年 1 月から昭和 62 年 12 月まで

私が A 国に留学中、私の父が、昭和 59 年 5 月頃に学生も 20 歳から国民年金に加入できることを知り、B 市の出張所で私の国民年金の加入手続をし、昭和 59 年 6 月以降の国民年金保険料を毎月納付してくれていたが、その後、父は、2 年遡って保険料を納付できることを知り、昭和 57 年 6 月から昭和 59 年 5 月までの国民年金保険料 2 年分を一括納付した。

また、昭和 60 年 12 月に B 市から C 市に引っ越し、父が C 市役所の出張所で転入届と私の国民年金の手続をした時に、新しい年金番号が記載された年金手帳を交付され、父は C 市でも毎月、私の保険料を納付していた。

当時交付された B 市と C 市の年金手帳はないが、父が請求期間の私の国民年金保険料を納付したこととは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者及び当該記号番号前後の第 3 号被保険者に係る資格処理日から、請求者及び請求者の父が昭和 60 年 12 月に住民登録した C 市において平成 2 年 2 月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の記号番号を確認することはできないことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成 2 年 2 月頃に C 市で行われたと考えられ、請求者の父が昭和 59 年 5 月頃に B 市で請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする主張と符合しない。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられる平成 2 年 2 月頃の時点では、時効により請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者及び請求者の父が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。